



## 木協インフォメーション

平成 26年 5月号

(一社) 香川県木材協会・香川県木材産業協同組合

TEL 087-881-9343

<http://www1a.biglobe.ne.jp/k-mokkyo/>

### 木材協会・木材産業協同組合の通常総会は、5月24日に開催

4月30日に高松市で、木材協会・木材産業協同組合の合同役員会が開催され、第59回の木材協会、第30回の木材産業協同組合の通常総会が、5月24日(土)午後2時より昨年と同じく 高松市観光通りの太洋木材第1総合ビル3F会議室で開催することが決まりました。

会員の皆様には5月9日付けの往復はがきにより、ご出席・ご案内をさせていただいております。多くの会員・組合員諸氏のご出席をお待ちしております。

今年は役員改選期に当たっております。26・27年度の2年間木材協会、木材産業協同組合の運営に携わっていただく理事・監事を選出する大切な総会です。通常総会には多くの方々のご出席をいただきますようご案内いたします。

木材産業協同組合の総会に関しては、中小企業等協同組合法、中小企業団体の組織に関する法律が改正されて、決算関係書類を通常総会の召集通知と併せて組合員へ提供する必要があります。そのため「第30回通常総会議案書」と返信用はがきを併せて送付しております。

恐れ入りますが木材産業協同組合の総会に、ご出席をいただく場合 送付しました議案書を持参していただきますようお願いいたします。

### 木材利用ポイントの期間延長

「木のある暮らしに最大60万円プレゼント」をキャッチフレーズに平成25年4月1日からスタートした木材利用ポイント事業は好評につき期間が半年間延長されました。

木材利用ポイント事業とは、木材利用ポイントの付与対象となる工事（木造住宅の新築・増築・購入及び内装・外装木質化工事）に最大60万ポイント（60万円相当）が地域の農林水産品等と交換できる事業です。

工事をする業者は、木材利用ポイント事務局に登録された業者であり、スギ・ヒノキ・カラマツ等の対象となる木材を利用するなどの要件を満たした工事が対象になります。

当初は、工事の着手期間が平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

でしたが、今回平成26年9月30日まで延長されました。これに伴い、ポイント申請も平成26年9月30日から平成27年1月31日までに延長されました。

また、4月1日より米国産のベイマツがスギ・ヒノキ等と同様に対象樹種に認定されました。さらに、内装工事にこれまでの床・壁に加えて天井（天井については平成26年4月1日から平成26年9月30日までに工事着手したもの）もポイントの対象となりました。

### すまい給付金・ローン減税制度について

すまい給付金制度は、消費税引き上げによる住宅取得者の負担をかなりの程度緩和するために導入された制度です。住宅ローン減税は収入が低いほどその効果が小さくなることから「すまい給付金制度」を導入した住宅ローン減税の拡充による負担軽減効果が十分に及ばない収入層に対して、住宅ローン減税とあわせて消費税率引き上げによる負担の軽減を図ろうとするものです。

平成26年4月から平成29年12月まで実施

対象要件は、床面積50㎡以上で、住宅の質に関する一定の要件を満たす新築住宅。中古住宅は消費税の課税対象となる住宅取得（消費税が非課税の個人間売買の中古住宅は対象外） 給付額は収入に応じて30万円から10万円の幅

ローン減税は、住宅ローンを借り入れの金利負担の軽減を図る制度で、毎年末の住宅ローン残高の1パーセントが10年に渡り所得税から控除（ただし、年間に控除できる限度額あり）また、所得税からは控除しきれない場合には住民税から一部控除が出来ます。

主な要件 ①床面積が50㎡以上であること ②借入金の償還期間が10年以上であること

### 木材利用ポイント納品証明書の代行手続きの取り扱い

木材利用ポイント事業が6カ月間延長され、これに伴いポイント申請の受付も平成27年1月31日まで延長されました。

一部の組合員から、木材利用ポイント納品証明書の発行手続きを申請窓口である香川県木材産業協同組合で代行手続きをしてほしい旨の要望がありました。

今回要望に応じて、木材利用ポイント納品証明書の発行手続きを1件当たり5,000円の手数料で代行しますので、希望のある方は香川県木材産業協同組合までご連絡ください。但し供給業者登録をした方に限ります。

### 事務局だより

フォークリフトの特定自主検査は、1年に1回必ず受けることになっております。フォークリフトの特定自主検査は、香川県木材産業協同組合にご用命ください。 検査員 松添政史 氏